



2026 年 7 月 7 日

各 位

会 社 名 **株式会社マキタ**
代表者名 取締役社長 後藤 宗利
 (コード:6586、東証プライム市場・名証プレミアム市場)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 大津 行弘
 (TEL 0566-97-1717)

(変更)「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」
の一部変更に関するお知らせ

2026 年 6 月 24 日に公表しました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部に変更の必要が生じたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本日付の当社取締役会において、2026 年 6 月 24 日開催の取締役会で決議した当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬について、事務処理上の手続きを適切に完遂するため、2026 年 6 月 24 日公表の内容を一部変更するものです。

2. 変更箇所

変更箇所には下線を付して表示しております。

(変更前)

1. 処分の概要

(1) 処分期日	<u>2026 年 7 月 17 日</u>
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 5,701 株
(3) 処分価額	1 株につき 5,678 円
(4) 処分総額	32,370,278 円
(5) 処分予定先	当社の取締役(※) 8 名 5,701 株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。

(変更後)

1. 処分の概要

(1) 処分期日	<u>2026 年 7 月 23 日</u>
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 5,701 株
(3) 処分価額	1 株につき 5,678 円
(4) 処分総額	32,370,278 円
(5) 処分予定先	当社の取締役(※) 8 名 5,701 株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。

(変更前)

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2026 年 7 月 17 日～2026 年 7 月 16 日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた当社第 114 回定時株主総会から 2027 年 6 月開催予定の当社第 115 回定時株主総会までの期間に係る報酬としての譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

(変更後)

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2026 年 7 月 23 日～2026 年 7 月 22 日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた当社第 114 回定時株主総会から 2027 年 6 月開催予定の当社第 115 回定時株主総会までの期間に係る報酬としての譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

以 上